

# 令和元年



# 年末の交通安全県民運動実施要綱

《実施期間》 令和元年12月15日（日）から12月31日（火）までの17日間

《目的》 市民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ



- 《運動の重点》
- 1 子供と高齢者の交通事故防止
  - 2 夕暮れ時から夜間の交通事故防止  
～「自発光式等の反射材用品」の活用と  
「早めのライトオン」・「ハイビームの活用」の実践～
  - 3 「静岡県自転車条例」の周知
  - 4 飲酒運転の根絶
  - 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

## 《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動事前広報・街頭指導の日	12月13日 (金)	本運動の実施を事前広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、運動期間中に実施する各種活動への取組意識を高める。特に、夕暮れ時から夜間の交通事故防止に向けた活動を実施する。
夕暮れ時から夜間にかけての歩行者保護対策強化の日	12月16日 (月)	ドライバーに対し、「早めのライトオン」及び「横断歩行者保護意識の醸成」を図るとともに、歩行者には、「反射材の着用や照明具の活用」、「横断歩道の利用促進」を呼び掛ける。
飲酒運転根絶の日	12月20日 (金)	飲酒運転の悪質性・危険性及び交通事故の悲惨さを訴えることで県民の規範意識を高めるとともに、飲食店等における運転者への酒類提供の禁止を徹底させ、「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進し、飲酒運転根絶の気運の定着を図る。

# 運動の重点

## 子供と高齢者の交通事故防止

- 1 子供の交通事故防止
  - (1) 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童生徒とその保護者に対する安全教育・広報啓発活動の推進
  - (2) 通学路等における幼児・児童生徒の安全の確保
  - (3) 冬季休業中における児童生徒に対する交通安全対策の実施
- 2 高齢者の交通事故防止
  - (1) 高齢歩行者に対する横断歩道の利用促進、自転車利用者に対する交通安全指導及び頭部保護に効果的なヘルメットの着用促進
  - (2) 広報啓発活動等を通じた道路横断時の事故防止に向けた安全行動の促進
  - (3) 参加・体験・実践型の交通安全教育による交通ルール・マナーの周知



## 夕暮れ時から夜間の交通事故防止

～「自発光式等の反射材用品」の活用と「早めのライトオン」「ハイビームの活用」の実践～

- 1 「ピカッと作戦！」の推進
  - (1) 歩行者に対する外出時における自発光式等の反射材用品の活用推進
  - (2) 自転車利用者に対する「早めのライトオン」の実践と「自発光式等の反射材用品」の活用促進
  - (3) 運転者に対する「早めのライトオン」・「ハイビームの活用」の実践
- 2 交通安全教育  
夜間における反射材の着用効果や正しい横断方法について、参加・実践・体験型の交通安全教育を推進



## 「静岡県自転車条例」の周知

「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を周知するため、あらゆる広報活動を通じ、自転車の安全利用や自転車損害賠償保険等への加入等を推進



## 飲酒運転の根絶

- 1 地域、職場、家庭内における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 2 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 3 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- 4 アルコールチェッカー等を活用した飲酒運転根絶の取組



## 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 1 後部座席を含めたシートベルトとチャイルドシート着用義務の周知徹底
- 2 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進